

【まん延防止等重点措置の適用に伴う】 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 制度説明会開催のお知らせ

今般、本県での新規感染者数の急激な増加を踏まえ、感染拡大防止を目的として県内飲食店を対象に **1月21日から営業時間短縮等要請等の「まん延防止重点措置」が適用**されたことを受け、村松商工会では「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の制度概要と申請方法に関する説明会を開催します。今後の事業継続・経営改善に活用できる協力金制度ですので、対象要件に該当する事業者の方はぜひ本説明会にご参加下さい。

【まん延防止等重点措置】新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金概要

【要請期間】 令和4年1月21日(金)0時～2月13日(日)24時まで(24日間)

※感染拡大状況によっては期間が変更となる場合もあります。

【要請内容】「にいがた安心なお店プロジェクト認証飲食店（申請中含む）」の店舗

選択制①午前5時から午後9時までの時間短縮営業（酒類の提供は午後8時まで）

②午前5時から午後8時までの時間短縮営業（酒類の提供は終日停止）

「にいがた安心なお店プロジェクト認証飲食店（申請中含む）」以外の店舗

午前5時から午後8時までの時間短縮営業（酒類の提供は終日停止）

※対象期間の24日間全ての日において、営業時間の短縮に全面的に協力する施設が対象です。

※時短要請前より午前5時～午後8時までの範囲内で営業している店舗は対象外

【対象店舗】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けている店舗

例】居酒屋、食堂、レストラン、スナック、パブ 等

※「対象外店舗」：宅配・テイクアウト専門店、コンビニ等のイートインスペース、飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設

※その他詳細は裏面をご覧のうえご確認ください

1. 日 時 令和4年2月14日(月) 14:00～16:30

説明会終了後、希望により1社30分程度で申請に係る個別相談を承ります。

※要予約(時間:15:00～16:30) 申込状況により時間を調整させていただきます。)

2. 内 容 【説 明 会】新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請について(14:00～15:00)

【個別相談会】協力金申請に係る個別相談会(15:00～16:30)

※1社あたり30分程度を予定しています。要事前申込み。

3. 講 師 ◎説明会：経営指導員 ◎個別相談会：経営指導員他職員

4. 会 場 村松商工会館 2階大会議室(五泉市村松乙245)

5. 申 込 2月9日(水)までに村松商工会へお申込み下さい。(TEL.58-2201 FAX.58-8409)

※マスク着用・アルコール消毒・パーテーション設置等の感染防止対策を実施。

2/14開催 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

| | | | |
|------|--|---|--|
| 事業所名 | | 電話番号 | |
| 住 所 | | FAX | |
| 参加者名 | ① | ② | |
| 申 込 | 【説明会】□申し込む □申し込まない ※希望の欄に☑印を付けて下さい。 | 【個別相談】□申し込む □申し込まない ※希望の欄に☑印を付けて下さい。 | |

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（全市町村）

令和4年1月21日（金）0時～令和4年2月13日（日）24時まで※の間、県の要請に全期間、全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給します。
※準備期間のために協力開始が1月21日に間に合わない場合でも、1月24日（月）0時までに協力を開始した場合、要件を満たします

【支給要件・支給額の単価】

- ◎時短要請区域において、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている施設を運営する事業者
- ◎令和4年1月20日（木）以前から開業しており、令和4年1月21日（金）0時～令和4年2月13日（日）24時の期間中、20時までの営業時間短縮や酒類の提供禁止※に全面的に御協力いただくこと。
※にいがた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店は、下記②を選択することもできます
※従前より、5時から20時までの時間の範囲内で営業している店舗は協力金の対象外
- ◎同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内（ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による人数制限の緩和は行わない）

① 5時から20時までの時間短縮営業（酒類提供禁止）

| | | 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高 | | |
|------------------|---------------|--|-------------------------|--------|
| | | ～7万5000円以下 | 7万5000円超～25万円以下 | 25万円超～ |
| 中小企業者 | A 売上高による方法 | 3万円/日 | 3～10万円/日 (1日の売上高の4割) | 10万円/日 |
| | B 売上高減少額による方法 | | | |
| 大企業(売上高減少額による方法) | | 【計算式】1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円 | | |

② 5時から21時までの時間短縮営業（酒類提供は20時までに限る）※認証飲食店のみ選択可

| | | 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高 | | |
|------------------|---------------|--|----------------------------|---------|
| | | ～8万3333円以下 | 8万3333円超～25万円以下 | 25万円超～ |
| 中小企業者 | A 売上高による方法 | 2.5万円/日 | 2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割) | 7.5万円/日 |
| | B 売上高減少額による方法 | | | |
| 大企業(売上高減少額による方法) | | 【計算式】1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいづれか低い額 | | |

※中小企業はA又はBのいづれかの算定方法を選択可

※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×24日間となります

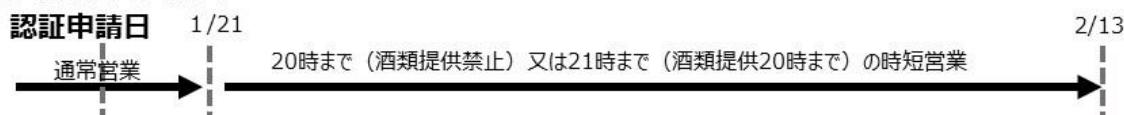
協力金の支給対象について

＜支給対象者＞

| 通常の営業時間 | 認証店以外 | 認証店（申請中含む） |
|-----------------|--|-----------------------|
| 20時を超えて21時までの営業 | 20時までの時短営業（酒類提供禁止） いづれかを選択 ①20時までの時短営業（酒類提供禁止） ②21時までの時短営業（酒類提供20時まで） | 20時までの時短営業（酒類提供禁止） |
| 21時を超えた営業 | | 21時までの時短営業（酒類提供20時まで） |

＜認証店の考え方＞

【認証店（申請中を含む）】



【これから認証申請される方】



【お願い】

ホームページから、「にいがた安心なお店応援プロジェクト（新型コロナウイルス感染防止対策認証制度）認証申請中」の貼紙をダウンロードし、申請日を記入の上、店頭に掲示してください。

○認証申請については、こちらから
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/ninshou.html>

【お問い合わせ先】

にいがた安心なお店応援プロジェクト事務局
電話番号：025-288-6681※土日祝日・年末年始を除く、平日午前10時～午後5時

